

# 広島市農業振興センターに係る指定管理者候補者の選定について

広島市農業振興センターについて、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

## 1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
  - ア 広島市農業振興センター 広島市安佐北区深川八丁目30番12号
  - イ 広島市農業振興センター安佐分場 広島市安佐北区安佐町大字久地2411番地の1
- (2) 設置目的  
農業に関する試験、研究、指導等を行い、もって農業の振興を図ることを目的とする。

## 2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名  
公益財団法人広島市農林水産振興センター（広島市安佐北区深川八丁目30番12号）
- (2) 非公募とする理由  
農業振興センターの業務は、野菜や花き花木の栽培試験及びその成果の普及、農家ほ場の土壌分析と土づくり指導、バイオテクノロジーによる優良種苗の生産供給、人工授精及び受精卵作成・移植による家畜の改良・増殖など多岐にわたっており、これらの専門的な知識・技術を持った職員を確実に確保する必要がある。  
このため、専門的な知識・技術を持った職員を多く有する公益財団法人広島市農林水産振興センターを引き続き非公募により指定管理者とする。

## 3 経済観光局指定管理者指定審議会（公募要綱等審査部会）委員

役職	職名	氏名
会長	経済観光局長	津村 浩
副会長	経済観光局次長	白石 一行
委員	環境局長	重村 隆彦
委員	経済観光局産業振興部長	薬師地 直樹
委員	経済観光局観光政策部長	末政 直美
委員	経済観光局農林水産部長	大原 秀朗

## 4 審査の概要

- (1) 審査の方式  
経済観光局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。  
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準  
評価項目

評 価 項 目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

## 5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**公益財団法人広島市農林水産振興センター**を指定管理者候補者として選定した。

申請者	公益財団法人広島市農林水産振興センター
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
◎ 指定管理料上限額 9億5,726万1千円 ◎ 指定管理料提案額 9億5,726万円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

## 6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

## 参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

### <指定管理者候補者となった公益財団法人広島市農林水産振興センターの取組状況>

確認項目		取組状況	備考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.3%）】	未達成（0.00%）	障害者の雇用義務無し
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定努力義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定努力義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
		2割以上で5割未満の場合	—